

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月4日

【四半期会計期間】 第111期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 アイカ工業株式会社

【英訳名】 Aica Kogyo Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野 勇 治

【本店の所在の場所】 愛知県清須市西堀江2288番地

【電話番号】 (052)409-8000

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 百々 聡

【最寄りの連絡場所】 愛知県清須市西堀江2288番地

【電話番号】 (052)409-8261

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 百々 聡

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第110期 第3四半期連結 累計期間	第111期 第3四半期連結 累計期間	第110期 第3四半期連結 会計期間	第111期 第3四半期連結 会計期間	第110期
会計期間		自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高	(百万円)	59,178	64,767	20,339	22,782	80,984
経常利益	(百万円)	5,340	6,657	1,885	2,511	7,644
四半期(当期)純利益	(百万円)	3,034	3,860	1,058	1,504	4,452
純資産額	(百万円)			67,241	70,523	68,888
総資産額	(百万円)			85,980	91,623	89,521
1株当たり純資産額	(円)			1,036.97	1,082.98	1,059.70
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	47.26	59.17	16.48	23.05	69.25
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	47.24	59.15	16.48	23.04	69.22
自己資本比率	(%)			77.4	76.2	76.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,808	2,783			10,455
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,082	2,171			4,818
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,669	2,192			1,731
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)			19,784	25,360	22,629
従業員数	(名)			1,739	1,702	1,725

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 当社は前連結会計年度において従業員持株所有制度を導入しております。当従業員持株制度の導入に伴い、当社は自己株式1,033千株をアイカ工業株式会社保有会専用信託（以下、「従持信託」）へ譲渡しております。当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数及び1株当たり四半期（当期）純利益並びに潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式の数には、当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末に従持信託が保有する自己株式を含めております（詳細は「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（1株当たり情報）」に記載しております。）。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、主に室内装飾品の販売を行っておりました五洋インテックス株式会社（持分法適用関連会社）について、平成22年12月3日付で株式を売却したため関係会社に該当しなくなりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	1,702
---------	-------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 臨時従業員数の平均雇用人員数については、臨時従業員の総数が従業員の100分の10未満のため記載を省略しております。なお、臨時従業員の範囲は、アルバイト、パートタイマー及び嘱託契約の従業員としております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	988
---------	-----

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 臨時従業員数の平均雇用人員数については、臨時従業員の総数が従業員の100分の10未満のため記載を省略しております。なお、臨時従業員の範囲は、アルバイト、パートタイマー及び嘱託契約の従業員としております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日) (百万円)	前年同四半期比 (%)
化成品	5,296	-
建装材	2,933	-
住器建材	3,108	-
電子	682	-
合計	12,021	-

- (注) 1 金額は売価換算値によっており、セグメント間の内部振替後の数値によっております。
 2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	品名	受注高 (百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同四半期比 (%)
電子	プリント配線板・電子材料	1,202	-	559	-
	その他	160	-	37	-
合計		1,362	-	596	-

- (注) 1 上記以外の製品は主として見込生産であります。
 2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日) (百万円)	前年同四半期比 (%)
化成品	8,094	-
建装材	5,754	-
住器建材	7,472	-
電子	1,460	-
合計	22,782	-

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
伊藤忠建材株式会社	2,359	11.6	2,813	12.4

3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約の決定又は締結等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、新興国経済の拡大による外需の下支えはありましたものの、景気刺激策の弱まりや円高・資源価格の上昇があり、足踏み状態が続きました。建築市場におきましては、住宅取得優遇策や企業収益改善などを背景に住宅・非住宅市場ともに緩やかな回復傾向が定着してまいりました。

このような経営環境のなか、当社グループは、営業力強化による拡販、市場ニーズにマッチした新商品開発や収益体質の強化に取り組みました。

このような結果、当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高22,782百万円（前年同四半期比12.0%増）、経常利益2,511百万円（前年同四半期比33.2%増）、四半期純利益1,504百万円（前年同四半期比42.1%増）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。なおセグメント間の内部売上は除いております。

(化成品セグメント)

接着剤系商品は、主力の木工・家具用途向け接着剤や建築用途の弾性接着剤の需要が回復し、塗床材や外装・内装仕上塗材「ジョリパット」も市場の回復や改修市場への積極的な展開を進めたことなどにより売上げを伸ばすことができました。また、自動車部材用途や太陽電池向けの接着剤及び有機微粒子等も堅調な伸びを示しました。

このような結果、売上高は8,094百万円、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は625百万円となりました。

(建装材セグメント)

建装材商品は、大幅な刷新を図った汎用性の高い単色化粧板と指紋などの汚れが目立ちにくい特性をもつ高意匠メラミン化粧板「セルサス」が市場で高く評価されるとともに、メラミン化粧板・不燃化粧材・フィルムシート材等の柄連動システムの推進により販売の強化を図った結果、店舗・商業施設を中心に売上げを伸ばすことができました。

このような結果、売上高は5,754百万円、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は1,000百万円となりました。

(住器建材セグメント)

インテリア建材は、「マーレス クラスSシリーズ」や医療・福祉施設向けの機能引戸「UD(ユニバーサルデザイン)コンフォートシリーズ」が市場で評価され売上げを伸ばすことができました。不燃化粧材「アイカセラー」は、キッチン以外の住空間に加え、商業施設・教育施設への用途拡大に努めた結果、売上げを伸ばすことができました。

このような結果、売上高は7,472百万円、営業利益(配賦不能営業費用控除前)は1,137百万円となりました。

(電子セグメント)

電子材料は、顧客ニーズに合った高機能フィルムの製品改良が進み、アジア市場において受注に回復傾向が見えはじめました。プリント配線板は、電子業界の市況回復に加え、パターン設計が市場で高い評価を得て売上げを伸ばすことができました。

このような結果、売上高は1,460百万円、営業利益(配賦不能営業費用控除前)は145百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

< 資産 >

総資産は前連結会計年度末に比べ2,102百万円(2.3%)増加し、91,623百万円となりました。主な資産の増減は「受取手形及び売掛金」が4,552百万円増加したこと、「現金及び預金」が368百万円、「有形固定資産」が795百万円、「無形固定資産」が427百万円及び「投資その他の資産 その他」が381百万円減少したことなどによるものであります。

< 負債 >

負債は前連結会計年度末に比べ467百万円(2.3%)増加し、21,099百万円となりました。主な負債の増減は「支払手形及び買掛金」が2,432百万円増加したこと、「未払法人税等」が1,670百万円及び「賞与引当金」が522百万円減少したことなどによるものであります。

< 純資産 >

純資産は、前連結会計年度末に比べ1,634百万円(2.4%)増加し、70,523百万円となりました。主な増減は「四半期純利益」が3,860百万円となったことと、剰余金の配当を実施したことによる1,957百万円の減少及び「その他有価証券評価差額金」が272百万円減少したことなどによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)は、前第3四半期連結会計期間末に比べ、5,575百万円増加し、25,360百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるネットキャッシュ・フローは、155百万円の資金減少(前年同四半期は614百万円の資金増加)となりました。この主たる内容は、税金等調整前四半期純利益が2,525百万円(前年同四半期は1,777百万円)となったこと、減価償却費が725百万円(前年同四半期は784百万円)となったこと及び仕入債務が1,898百万円増加(前年同四半期は1,385百万円増加)したこと等の増加要因があったものの、売上債権の増加3,635百万円(前年同四半期は2,411百万円の増加)及び法人税等の支払額1,656百万円(前年同四半期は1,091百万円)等の減少要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるネットキャッシュ・フローは、548百万円の資金減少(前年同四半期は1,685百万円の資金減少)となりました。この主たる内容は、有形固定資産の取得による支出285百万円(前年同四半期は125百万円)及び投資有価証券の取得による支出321百万円(前年同四半期は430百万円)等の減少要因があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるネットキャッシュ・フローは、976百万円の資金減少(前年同四半期は1,051百万円の資金減少)となりました。この主たる内容は、配当金の支払979百万円(前年同四半期は963百万円)等の減少要因があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

ア.基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でない判断します。

イ.基本方針の実現に資する取り組み

<中長期的な会社の経営戦略>

当社グループは、当社の企業価値の増大が株主の利益にもつながるものと認識し、企業価値の継続的な増大のため、『スピード・効率・変革』をスローガンに、以下の項目に重点を置き経営を進めてまいります。

連結経営とフリー・キャッシュ・フロー重視の経営体質を構築します。

「地球環境の保全」と「地域との調和」を図り、環境に優しい商品を開発します。

事業分野におけるナンバーワン商品を拡充します。

海外生産拠点を充実させるとともにグローバルな資材調達を推進し、コスト競争力を強化します。

素材メーカーとしての特徴を活かし、素材連携に基づいた独創性のある商品展開を進めます。

また、昨今の経済状況の著しい変化を踏まえて平成22年4月から新たな中期3ヵ年計画をスタートさせました。平成25年3月期には、連結売上高1,000億円、連結経常利益100億円、ROE 8%以上を目指してまいります。この目標達成のために、以下の項目を重点的に進め、株主・ステークホルダーから絶大の信頼を得られるよう取り組んでまいります。

健康と地球環境に配慮した商品の提供強化

既存事業のシェアアップと収益体質の強化

海外および育成事業への資源投入による成長分野の確立

CSR経営の推進と次の飛躍に向けた経営インフラの構築

<コーポレートガバナンス（企業統治）の推進>

当社は「コーポレートガバナンス（企業統治）の強化」を通じて、グループ会社とともに企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を実現させていきたいと考えています。

基本規程として、「行動規範」を策定し、企業理念の精神を具体化した役職員及び社員の「行動指針」を定めるとともに、全社横断組織として「企業倫理委員会」を設置するなど企業統治に関する組織、規程を充実させ、企業の透明性、効率性、健全性を向上すべく推進しています。

経営の体制として、業務執行と監督機能区分を明確化するため、執行役員制度を導入しており、また、監査役会を構成する監査役を5名、このうち3名を社外監査役とし、監査役監査の透明性、公平性を確保しています。

当社では多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくため、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以上のような施策を実施しております。

ウ.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社は「大規模買付ルール」を設定し、また当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうような大規模買付行為への対抗措置（買収防衛策）を導入いたしました。

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者に取締役会に対する必要かつ十分な情報の提供を求め、取締役会による一定の評価期間が経過した後はじめて大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として、当該買付提案についての反対意見の表明あるいは代替案の提示により株主の皆様を説得するに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、例外的に当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

また、大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、またはその他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保を目的として、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。

なお、当社が導入いたしました大規模買付行為への対抗策である買収防衛策では、大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するための仕組みとして、第三者委員会を設置しております。第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役ならびに社外有識者の中から選任します。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費用の総額は456百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	116,577,000
計	116,577,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月4日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	69,890,664	69,890,664	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	69,890,664	69,890,664		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月23日定時株主総会決議、平成19年5月7日発行取締役会決議、平成19年5月24日割当日

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	49(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり100円 (1株当たり1円)(注2)
新株予約権の行使期間	自平成19年5月25日 至平成39年5月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株とします。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 各新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。

また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができません。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、平成38年5月24日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成38年5月25日から平成39年5月24日までは権利行使をすることができます。

(2) 新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約の議案が株主総会で承認された場合、また当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権1個当たりの一部行使はできません。

5. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付します。

(1) 合併(当社が消滅する場合に限ります。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社。

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社。

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社。

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社。

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社。

平成19年6月22日定時株主総会決議、平成20年5月9日発行取締役会決議、平成20年5月27日割当日

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	49(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり100円 (1株当たり1円)(注2)
新株予約権の行使期間	自平成20年5月28日 至平成40年5月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株とします。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 各新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。

また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、平成39年5月27日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成39年5月28日から平成40年5月27日までは権利行使をすることができません。

(2) 新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約の議案が株主総会で承認された場合、また当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権1個当たりの一部行使はできません。

5. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付します。

(1) 合併(当社が消滅する場合に限ります。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社。

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社。

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社。

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社。

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社。

平成20年6月24日定時株主総会決議、平成21年5月8日発行取締役会決議、平成21年5月26日割当日

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	66(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり100円 (1株当たり1円)(注2)
新株予約権の行使期間	自平成21年5月27日 至平成41年5月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株とします。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 各新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。

また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができません。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、平成40年5月26日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成40年5月27日から平成41年5月26日までは権利行使をすることができません。

(2) 新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約の議案が株主総会で承認された場合、また当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権1個当たりの一部行使はできません。

5. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付します。

(1) 合併(当社が消滅する場合に限ります。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社。

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社。

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社。

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社。

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社。

平成21年 6月23日定時株主総会決議、平成22年 4月30日発行取締役会決議、平成22年 5月18日割当日

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	80(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり100円 (1株当たり1円)(注2)
新株予約権の行使期間	自平成22年5月19日 至平成42年5月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株とします。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 各新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの財産の価額は、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。

また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、平成41年5月18日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成41年5月19日から平成42年5月18日までは権利行使をすることができません。

(2) 新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約の議案が株主総会で承認された場合、また当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権1個当たりの一部行使はできません。

5. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付します。

(1) 合併(当社が消滅する場合に限ります。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社。

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社。

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社。

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社。

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		69,890		9,891		13,277

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,636,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,181,500	651,815	
単元未満株式	普通株式 72,964		
発行済株式総数	69,890,664		
総株主の議決権		651,815	

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
アイカ工業(株)	愛知県清須市西堀江2288 番地	4,636,200		4,636,200	6.63
計		4,636,200		4,636,200	6.63

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,040	1,072	987	1,000	1,000	984	1,043	996	971
最低(円)	972	927	911	933	929	912	895	907	935

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）における市場価格によるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 (建装材カンパニー長、 海外事業部担当)	常務取締役 (建装材カンパニー長、 市場開発部担当)	森永 博之	平成22年10月1日
常務取締役 (住器建材カンパニー長)	常務取締役 (首都圏統括、甲信越統括、 住器建材カンパニー担当)	伊東 善光	平成22年10月1日

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,360	25,729
受取手形及び売掛金	2, 3 33,056	3 28,504
商品及び製品	3,548	3,635
仕掛品	334	256
原材料及び貯蔵品	1,441	1,445
その他	1,974	2,277
貸倒引当金	329	127
流動資産合計	65,386	61,720
固定資産		
有形固定資産	1 16,881	1 17,677
無形固定資産	894	1,322
投資その他の資産		
その他	8,734	9,116
貸倒引当金	273	315
投資その他の資産合計	8,460	8,801
固定資産合計	26,236	27,800
資産合計	91,623	89,521
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 15,067	12,635
短期借入金	365	507
未払法人税等	587	2,257
賞与引当金	602	1,124
その他	2 2,602	2,037
流動負債合計	19,225	18,562
固定負債		
長期借入金	819	933
退職給付引当金	305	337
その他	748	799
固定負債合計	1,874	2,070
負債合計	21,099	20,632

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,891	9,891
資本剰余金	13,780	13,781
利益剰余金	50,768	48,852
自己株式	4,835	4,958
株主資本合計	69,605	67,566
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	574	846
繰延ヘッジ損益	17	5
為替換算調整勘定	305	196
評価・換算差額等合計	251	644
新株予約権	19	23
少数株主持分	646	653
純資産合計	70,523	68,888
負債純資産合計	91,623	89,521

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	59,178	64,767
売上原価	42,478	46,529
売上総利益	16,699	18,238
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	2,812	2,945
給料及び賞与	3,214	3,339
賞与引当金繰入額	326	352
退職給付費用	209	219
貸倒引当金繰入額	423	201
その他	4,558	4,685
販売費及び一般管理費合計	11,545	11,743
営業利益	5,154	6,494
営業外収益		
受取利息	43	30
受取配当金	112	154
その他	226	176
営業外収益合計	383	362
営業外費用		
支払利息	8	9
売上割引	61	50
減価償却費	50	50
持分法による投資損失	7	-
その他	68	88
営業外費用合計	196	198
経常利益	5,340	6,657
特別利益		
固定資産売却益	13	103
投資有価証券売却益	4	-
その他	0	28
特別利益合計	18	132
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	98
投資有価証券評価損	153	100
その他	38	65
特別損失合計	191	265
税金等調整前四半期純利益	5,167	6,524
法人税、住民税及び事業税	2,084	2,247
法人税等調整額	13	337
法人税等合計	2,071	2,585
少数株主損益調整前四半期純利益	-	3,939
少数株主利益	62	78
四半期純利益	3,034	3,860

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	20,339	22,782
売上原価	14,549	16,252
売上総利益	5,789	6,529
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	932	1,036
給料及び賞与	807	901
賞与引当金繰入額	326	352
退職給付費用	69	73
貸倒引当金繰入額	340	227
その他	1,493	1,509
販売費及び一般管理費合計	3,970	4,099
営業利益	1,819	2,429
営業外収益		
受取利息	11	8
受取配当金	42	63
固定資産賃貸料	25	-
その他	35	56
営業外収益合計	115	128
営業外費用		
支払利息	1	1
売上割引	21	17
減価償却費	17	17
その他	9	11
営業外費用合計	50	47
経常利益	1,885	2,511
特別利益		
投資有価証券評価損戻入益	-	16
固定資産売却益	2	-
その他	0	4
特別利益合計	3	21
特別損失		
固定資産処分損	-	5
投資有価証券評価損	106	-
その他	4	1
特別損失合計	111	7
税金等調整前四半期純利益	1,777	2,525
法人税、住民税及び事業税	631	800
法人税等調整額	65	197
法人税等合計	697	998
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,527
少数株主利益	22	23
四半期純利益	1,058	1,504

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	5,167	6,524
減価償却費	2,325	2,120
のれん償却額	9	10
貸倒引当金の増減額(は減少)	422	161
賞与引当金の増減額(は減少)	652	521
退職給付引当金の増減額(は減少)	53	23
長期未払金の増減額(は減少)	8	135
受取利息及び受取配当金	156	185
支払利息	8	9
固定資産売却損益(は益)	13	70
固定資産処分損益(は益)	31	26
投資有価証券評価損益(は益)	153	100
投資有価証券売却損益(は益)	4	24
持分法による投資損益(は益)	7	14
売上債権の増減額(は増加)	979	4,600
たな卸資産の増減額(は増加)	214	52
その他の流動資産の増減額(は増加)	7	27
仕入債務の増減額(は減少)	971	2,489
その他の流動負債の増減額(は減少)	386	413
その他	37	204
小計	7,981	6,489
利息及び配当金の受取額	168	187
利息の支払額	8	10
法人税等の支払額	1,333	3,883
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,808	2,783
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,100	-
定期預金の払戻による収入	-	3,100
有形固定資産の取得による支出	1,279	766
有形固定資産の売却による収入	39	167
有形固定資産の除却による支出	4	12
無形固定資産の取得による支出	94	56
投資有価証券の取得による支出	641	403
投資有価証券の売却による収入	12	148
貸付けによる支出	10	8
貸付金の回収による収入	16	11
その他	19	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,082	2,171

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	17	107
長期借入金の返済による支出	5	113
自己株式の取得による支出	1	2
配当金の支払額	1,799	1,956
少数株主への配当金の支払額	6	25
自己株式の売却による収入	0	120
リース債務の返済による支出	874	107
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,669	2,192
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	31
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,057	2,731
現金及び現金同等物の期首残高	18,726	22,629
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 19,784	1 25,360

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 持分法の適用に関する事項の変更 (1) 持分法適用関連会社の変更 当第3四半期連結会計期間において五洋インテックス株式会社の株式を一部売却したため、同社を持分法適用会社から除外しております。 (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 持分法適用関連会社はありません。 2 会計処理基準に関する事項の変更 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益はそれぞれ7百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は105百万円減少しております。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 前第3四半期連結累計期間において、営業外費用で「持分法による投資損失」として区分掲記されていたものは、重要性が乏しいため、営業外費用の「その他」に含めて表示することに変更しました。なお、当第3四半期連結累計期間は営業外費用の「その他」に14百万円含まれております。 前第3四半期連結累計期間において、特別利益で「投資有価証券売却益」として区分掲記されていたものは、金額が特別利益の100分の20以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示することに変更しました。なお、当第3四半期連結累計期間は特別利益の「その他」に26百万円含まれております。 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 前第3四半期連結会計期間において、営業外収益で「固定資産賃貸料」として区分掲記されていたものは、金額が営業外収益の100分の20以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することに変更しました。なお、当第3四半期連結会計期間は営業外収益の「その他」に17百万円含まれております。 前第3四半期連結会計期間において、特別利益で「固定資産売却益」として区分掲記されていたものは、金額が特別利益の100分の20以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示することに変更しました。なお、当第3四半期連結会計期間は特別利益の「その他」に1百万円含まれております。 前第3四半期連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「固定資産処分損」は、特別損失の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間より区分掲記することに変更しました。なお、前第3四半期連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産処分損」は2百万円であります。 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 たな卸資産の評価方法 たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ、正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。 2 経過勘定項目の算定方法 合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<p>(信託型従業員持株インセンティブ・プランの会計処理について)</p> <p>平成22年2月15日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」)の導入を決議いたしました。</p> <p>本プランでは、当社が信託銀行に「アイカ工業株式保有会専用信託」(以下、「従持信託」)を設定し、従持信託は、平成22年3月以降5年間にわたり「アイカ工業株式保有会」(以下、「持株会」)が取得する規模の当社株式を予め取得(総額932百万円)し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。</p> <p>当社は平成22年3月2日付で、自己株式1,033,200株を従持信託へ譲渡しております。</p> <p>信託終了時点において持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が信託残余財産として、受益者適格要件を満たす従業員に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当の借入金残債について、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約書に基づき、当社が弁済することになります。</p> <p>当該自己株式の処分に関する会計処理については、従持信託が当社より株式を購入した時点で当社から外部に株式が譲渡されたものとして処理しております。さらに、当社が従持信託の債務を保証していることなどに鑑み、従持信託が所有する株式を含む資産および負債並びに費用および収益を個別総額法により反映し、当社の個別財務諸表に計上しております。</p> <p>従持信託が所有する株式については自己株式として表示しております。従持信託が所有する当社株式数は、当第3四半期連結会計期間末において898,600株となっており、自己株式数に含めて記載しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 39,129百万円</p> <p>2 四半期連結会計期間末日の満期手形の会計処理は手形決済日をもって処理しております。したがって、当四半期連結会計期間末は、銀行休日のため当該日満期手形が以下のとおり残高に含まれております。</p> <p>受取手形 1,051百万円</p> <p>支払手形 229百万円</p> <p>その他流動負債(設備支払手形) 5百万円</p> <p>3 受取手形裏書譲渡高 112百万円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 38,695百万円</p> <p>3 受取手形裏書譲渡高 136百万円</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
	<p>受取配当金には、当第3四半期連結累計期間において従持信託が保有する当社株式に係る利益配当金29百万円が含まれております。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) 現金及び預金 20,884百万円 預入期間が3ヶ月超の定期預金 1,100百万円 現金及び現金同等物 19,784百万円	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) 現金及び預金 25,360百万円 現金及び現金同等物 25,360百万円 2 連結キャッシュ・フロー計算書の各項目には従持 信託に係るキャッシュ・フローが含まれておりま す。その主な内容は以下のとおりであります。 従持信託が保有する当社株式に 29百万円 係る配当金受取額 従持信託から持株会への自己 120百万円 株式の売却収入

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間
 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	69,890,664

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	5,535,478
当社が保有する 自己株式(株)	4,636,878
従持信託が保有する 自己株式(株)	898,600

3 新株予約権等の四半期連結会計期間末残高

会社名	新株予約権の内訳	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	19

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	978	15	平成22年3月31日	平成22年6月24日
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	978	15	平成22年9月30日	平成22年12月3日

(注) 従持信託が保有する当社株式については四半期連結貸借対照表に自己株式として表示して
 おりますが、当該株式は配当金の支払対象株式であります。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効
 力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	化成品 (百万円)	建装材 (百万円)	住器建材 (百万円)	電子 (百万円)	その他 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結(百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	5,747	5,191	6,397	1,321	1,681	20,339		20,339
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	516	314				831	(831)	
計	6,264	5,506	6,397	1,321	1,681	21,170	(831)	20,339
営業利益	454	834	745	122	106	2,263	(443)	1,819

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	化成品 (百万円)	建装材 (百万円)	住器建材 (百万円)	電子 (百万円)	その他 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結(百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	16,887	15,471	18,604	3,488	4,727	59,178		59,178
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,542	871				2,414	(2,414)	
計	18,429	16,342	18,604	3,488	4,727	61,592	(2,414)	59,178
営業利益	1,230	2,441	2,443	226	242	6,585	(1,431)	5,154

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

事業区分は、製品の種類、販売市場等を勘案し行っており、各事業区分の主要製品は次のとおりであります。

化成品 外装・内装仕上塗材、塗床材、各種接着剤

建装材 メラミン化粧板、化粧合板

住器建材 玄関・室内用ドア、インテリア建材、カウンタ -、収納扉、不燃化粧材

電子 プリント配線板、電子材料

その他 有機微粒子、保存剤、他

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるので記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるので記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品の種類及び販売市場別にカンパニー制を採用しており、各カンパニーは取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社はカンパニーを基礎とした「化成品」「建装材」「住器建材」及び「電子」の4つのセグメントから構成されており、報告セグメントにつきましても同様としております。

報告セグメント別の主要製品は次のとおりであります。

化成品 外装・内装仕上塗材、塗床材、各種接着剤、有機微粒子、保存剤、他

建装材 メラミン化粧板、化粧合板

住器建材 玄関・室内用ドア、インテリア建材、カウンター、収納扉、不燃化粧材

電子 プリント配線板、電子材料

2 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	化成品	建装材	住器建材	電子	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	23,469	16,589	20,320	4,387	64,767	-	64,767
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,638	1,054	-	-	2,692	2,692	-
計	25,108	17,643	20,320	4,387	67,460	2,692	64,767
セグメント利益	1,780	2,833	2,843	425	7,882	1,388	6,494

(注)1 セグメント利益の調整額 1,388百万円には各報告セグメントに配分していない全社費用 1,390百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理部門(人事、総務、経理部門等)に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	化成品	建装材	住器建材	電子	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	8,094	5,754	7,472	1,460	22,782	-	22,782
セグメント間の内部 売上高又は振替高	563	426	-	-	990	990	-
計	8,658	6,181	7,472	1,460	23,772	990	22,782
セグメント利益	625	1,000	1,137	145	2,908	478	2,429

(注)1 セグメント利益の調整額 478百万円には各報告セグメントに配分していない全社費用 480百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理部門(人事、総務、経理部門等)に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 1,082円98銭	1株当たり純資産額 1,059円70銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額		
純資産の部の合計額(百万円)	70,523	68,888
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	666	677
(うち新株予約権)(百万円)	(19)	(23)
(うち少数株主持分)(百万円)	(646)	(653)
純資産の部の合計額に加算する金額(百万円)	811	924
(うち従持信託が保有する自己株式の金額)(百万円)	(811)	(924)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額(百万円)	70,668	69,135
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末(期末)の 普通株式の数(千株)	65,253	65,240

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末(期末)の普通株式の数には、従持信託が保有する自己株式が、それぞれ当第3四半期連結会計期間末は898千株、前連結会計年度末は1,023千株含まれております。

2. 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	47円26銭	1株当たり四半期純利益	59円17銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	47円24銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	59円15銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 (百万円)	3,034	3,860
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3,034	3,860
普通株式の期中平均株式数(千株)	64,214	65,249
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	28	24
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要		

(注) 当第3四半期連結累計期間の普通株式の期中平均株式数には従持信託が保有する自己株式が含まれて
 おります。

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	16円48銭	1株当たり四半期純利益	23円05銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	16円48銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	23円04銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 (百万円)	1,058	1,504
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,058	1,504
普通株式の期中平均株式数(千株)	64,215	65,254
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	28	24
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要		

(注) 当第3四半期連結会計期間の普通株式の期中平均株式数には従持信託が保有する自己株式が含まれて
 おります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第111期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の中間配当については、平成22年10月29日開催の取締役会において、平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、支払いいたしました。

配当金の総額	978百万円
1株当たりの金額	15円
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成22年12月3日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

アイカ工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松岡正明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧沢宏光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイカ工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイカ工業株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月3日

アイカ工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松岡正明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧沢宏光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイカ工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイカ工業株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。